○岐阜県防災情報通信システム整備工事に関する総合評価一般競争入札公告

岐阜県防災情報通信システム整備工事について、総合評価一般競争入札を行うので、岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第四条の規定により公告する。

平成二十七年六月十七日

岐阜県知事　古　田　　肇

1　総合評価一般競争入札に付する工事

(1)　仕様書番号及び工事名

危政シ工第２号　岐阜県防災情報通信システム整備工事（電子入札対象案件）

(2)　工 事 場 所　岐阜市薮田南二丁目１番１号　岐阜県庁　外 210 箇所

(3)　工 事 概 要　岐阜県防災情報通信システム（地上系通信、衛星系通信及び移動系通信）の更新

(4)　工　　期　契約締結日から平成 30 年１月 31 日まで

（約 27 か月間、約 820 日間）

(5)　予 定 価 格　10,622,105,640 円（消費税及び地方消費税（８％）を含む。）

(6)　低入札調査基準価格　有（失格判断基準　有）

(7)　最低制限価格　無

(8)　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

(9)　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り書面での資料提出及び入札を行うこと（以下「紙入札方式」という。）ができる。

(10)　本工事は、技術資料の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する事後審査型・総合評価落札方式（技術提案型）の試行工事である。

(11)　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

2　入札参加資格に関する事項

本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による総合評価一般競争入札である。

共同企業体の構成員は３者又は４者で、その結成は自主結成とし、入札に参加する者に必要な資格は次のとおりである。

(1)　構成員の資格要件

ア　地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

イ　岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。

ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあっては、同法第 199 条第１項若しくは第２項又は第 200 条第１項の規定による更生計画認可（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。

エ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第１項及び第２項の規定による民事再生手続開始の申立てをした者にあっては、同法第 174 条第１項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

オ　岐阜県から、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日（以下「申請期限日」という。）から当該工事の落札決定の日までの期間内に受けていないこと。

カ　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による電気通信工事業の特定建設業許可を受けていること。

キ　建設業法に規定する電気通信工事に係る岐阜県建設工事請負業者等入札参加資格審査の本工事の公告日における客観点数が、代表構成員（共同企業体における出資比率が構成員のうち最大である者をいう。）にあっては 1,000 点以上、代表構成員以外の構成員のうち１者にあっては 900 点以上、その他の構成員にあっては 750 点以上であること。

ク　電気通信工事に係る監理技術者又は主任技術者となり得る資格を有する者を本工事の契約工期の始まる時点で配置できること。ただし、当該者を本工事の現場施工に着手する日（平成 27 年 11 月 10 日）までには専任で配置できること。

ケ　岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、当該工事の開札の日までに受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

コ　岐阜県が発注した工事のうち、平成 25 年４月１日から平成 27 年３月 31 日までの２年間に完成し、及び引渡しが完了した電気通信工事の実績がある場合は、それらの工事に係る工事成績評定の平均が 65 点以上であること。

サ　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(ｱ)　対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者である。

ビーム計画設計株式会社

(ｲ) 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは、次のいずれかに該当する者とする。

（ｉ） 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

（ⅱ） 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

シ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表構成員以外の構成員である場合を除く。）。なお、関係がある場合において、辞退する者を決めることを目的として当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

(ｱ) 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

（ｉ） 親会社と子会社の関係にある場合

（ⅱ） 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(ｲ) 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、(ｉ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法の規定による再生手続が終了していない会社である場合を除く。

（ｉ） 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（ⅱ） 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ｳ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ｱ)及び(ｲ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

ス 建設業法に規定する許可業種のうち、電気通信工事業の特定建設業許可を受けて５年以上営業をしていること又は同等の実績があること。

セ 次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(ｱ) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

(ｲ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

(ｳ)　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務

ソ　本工事に従事する監理技術者又は主任技術者は、本件の申請期限日以前に３か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

ただし、合併、営業譲渡若しくは会社分割による所属企業の変更があった場合又は緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、当該雇用関係が３か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

タ　監理技術者にあっては、電気通信工事業の監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を受講した者であること。

チ　電気通信工事の実施に当たり、他社の製造・開発に係る通信機器を用いる場合は、11(12)で指定する日時までに、当該機器の名称、数量及び調達予定先企業名を、当該機器の調達を担当する構成員の代表者名により県へ届け出ることができる者であること。

ツ　チの調達予定先企業に対し、当該通信機器を構成員へ納品する予定であることを示す文書を、11(12)で指定する日時までに、当該企業の代表者名により県に提出させることができる者であること。

(2)　共同企業体の資格要件

ア　出資比率に関する条件

構成員の各々の出資比率は、構成員が３者の場合は 30%以上、４者の場合は 20%以上であること。

イ　施工実績に関する条件

代表構成員は、平成 12 年度以降申請期限日までに、元請として完成及び引渡しが完了した国又は都道府県発注の 41 拠点以上を整備する防災情報通信システム整備工事における通信設備機器の設計、製造、設置及び調整を実施した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、構成員としての出資比率が 20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が、国又は岐阜県が発注した工事に係るものである場合にあっては、工事成績評定の評定点が 65 点未満であるものを除く。

ウ　配置技術者に関する条件

本工事に従事する代表構成員の監理技術者は、次の基準を全て満たし、かつ、本工事の契約工期の始まる時点で配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（平成 27 年 11 月 10 日）までには専任で配置できる者であるこ

と。

(ｱ) 建設業法に規定する電気通信工事に係る監理技術者となり得る資格を有する者であること。

(ｲ) 平成 12 年度以降申請期限日までに、元請として完成及び引渡しが完了した国又は都道府県発注の 41 拠点以上を整備する防災情報通信システム整備工事における通信設備機器の設計・製造又は設置・調整の工程について、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人として連続して従事した実績を有する者であること。

この場合において、共同企業体の構成員として監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人として従事した実績の場合は、出資比率が 20%以上で、国又は都道府県発注の 41 拠点以上を整備する防災情報通信システム整備工事における通信設備機器の設計・製造又は設置・調整の工程について、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人として連続して従事した実績に限るものとする。

ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された監理技術者又は主任技術者とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績を除く。

3 担当課

区 分	担 当 課	電話番号	住 所
入 札 担当課	岐阜県危機管理部危機管理政策課 防災情報整備室防災情報調整係	058－272－1111 （内線 2478）	〒500－8570 岐阜市薮田南 二丁目１番１号 岐阜県庁４階
工 事 担当課	岐阜県危機管理部危機管理政策課 防災情報整備室防災情報整備係	058－272－1111 （内線 2419）	

4 入札説明書及び設計図書等（発注図を除く。）の交付期間、交付方法、交付場所等

(1) 交付期間

平成 27 年６月 17 日（水）午前９時から平成 27 年７月 30 日（木）午後４時までの県の機関の休日を除く毎日（電子入札システム運用時間に限る。）

(2) 交付方法

電子入札システム上に掲載した入札説明書等をダウンロードすることにより交付する。

(3) その他

電子入札システムにより交付が受けられない者は、次により閲覧することができる。

ア　閲覧期間

平成27年6月17日（水）から平成27年7月30日（木）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後4時まで

イ　閲覧場所

3に同じ。

5　発注図の交付期間、交付方法及び交付場所

(1)　交付期間

4の(3)のアに同じ。

(2)　交付方法

ＣＤ－Ｒにより交付する。

(3)　交付場所

3に同じ。

6　入札参加資格確認の申請等

この総合評価一般競争入札に参加を希望する者は、次により、電子入札システムを用いて入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。ただし、入札参加資格は、開札後に実施する入札参加資格の詳細な確認をもって確定するものとする。なお、次に掲げる申請期間までに必要な資料を提出できない者は、本件入札に参加することはできない。

また、紙入札方式の場合は持参による提出に限り認めるものとし、郵送又は電送による提出は受け付けない。

(1)　電子入札システムによる申請

ア　申請期間

平成27年6月17日（水）午前9時から平成27年7月7日（火）午後4時までの県の機関の休日を除く毎日（電子入札システム運用時間に限る。）

イ　申請方法

電子入札システムによる。

(2)　紙入札方式による申請

ア　申請期間

平成27年6月17日（水）から平成27年7月7日（火）までの県の機関の休

日を除く毎日午前９時から午後４時まで

イ　申請方法

持参により、申請書を提出

ウ　提出場所

３に同じ。

(3)　入札参加資格の確認結果は、平成 27 年 7 月 21 日（火）までに、電子入札システムによる申請の場合は電子入札システムにより、紙入札方式による場合は文書により通知する。

7　技術資料の提出方法等

この総合評価一般競争入札に参加を希望する者は、次により、電子入札システムを用いて技術資料を提出しなければならない。

また、紙入札方式の場合は持参による提出に限り認めるものとし、郵送又は電送による提出は受け付けない。

(1)　電子入札システムによる提出

ア　提出期間

６の(1)のアに同じ。

イ　提出方法

電子入札システムの入札参加資格確認申請書入力画面に、技術資料を添付して提出

(2)　紙入札方式による提出

ア　提出期間

６の(2)のアに同じ。

イ　提出方法

持参により、技術資料を提出

ウ　提出場所

３に同じ。

(3)　技術資料は、申請書とともに提出すること。

8　設計図書、積算内訳等に対する質問及び回答

設計図書、積算内訳等に対する質問がある場合は、次の(1)により、電子入札システムを用いて提出すること。

また、紙入札方式の場合は、次の(2)により、持参による提出に限り認めるものとし、

郵送又は電送による提出は受け付けない。

(1)　電子入札システムによる提出

ア　提出期間

平成27年6月17日（水）午前9時から平成27年7月23日（木）午後4時までの県の機関の休日を除く毎日（電子入札システム運用時間に限る。）

イ　提出方法

電子入札システムによる。

(2)　紙入札方式による提出

ア　提出期間

平成27年6月17日（水）から平成27年7月23日（木）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後4時まで

イ　提出方法

持参により、質問に係る書面（様式は任意）の提出

ウ　提出場所

3に同じ。

(3)　質問に対する回答書は、平成27年7月28日（火）までに電子入札システムにより回答することとし、紙入札方式の場合は文書により回答することとする。なお、当該回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア　閲覧期間

回答書の作成の日から平成27年7月30日（木）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後4時まで

イ　閲覧場所

3に同じ。

9　技術資料の審査

技術資料に対する審査及び評価は、岐阜県危機管理部総合評価委員会にて行う。

10　総合評価落札方式に関する事項

(1)　総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、次により落札者を決定する方式とする。

ア　入札参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。

イ　技術資料で示された実績等により最大22.5点の加算点を付与する。

ウ　得られた標準点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値

（以下「評価値」という。）が最も高い入札者を落札者として決定する。

詳細については、入札説明書において明記する。

(2)　評価項目

次の項目を評価項目とする。

ア　施工能力に関する事項

(ｱ)　「現行システムから次期システムへの移行途中に発生する障害防止及び障害発生時の対策の提案」について

(ｲ)　「次期システム運用後に発生すると予測される障害への対策とそれに伴うコスト低減策の提案」について

(ｳ)　「騒音・振動の低減対策及び工事中における安全対策」について

イ　企業能力に関する事項

ウ　技術者の能力に関する事項

(3)　技術資料に関するヒアリングは、必要が生じた場合に行うものとする。

(4)　県は、技術提案等の採用又は不採用を、入札参加資格の確認の通知に併せて通知する。なお、技術提案等を不採用とする場合には、その理由を付すこととする。また、入札参加希望者は、その技術提案等が不採用となった理由に対して、理由の説明要求及び苦情申立てを行うことができるものとする。

(5)　県は、採用した技術提案等の内容がその後の技術環境の進展により一般的に使用されている技術として認められる状態になった場合には、当該技術提案等を無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権その他の排他的権利を有する技術提案等にあっては、この限りでない。

(6)　技術提案等を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

(7)　性能等に関わる技術提案等が履行できなかった場合であって再度の施工が困難又は合理的でないと認められるときは、県は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うことがある。

11　入札手続等に関する事項

入札書は、電子入札システムにより、(11)に定める積算内訳書とともに提出すること（発注者の承諾を得て、紙入札方式により提出する場合を除く。）。

(1)　入札執行の日時

平成 27 年 7 月 31 日（金）午前 10 時

(2)　入札執行の場所

〒500－8570　岐阜市薮田南二丁目１番１号　岐阜県庁舎４階　外部機関要員室

(3)　電子入札システムによる入札の開始日時及び締切日時

平成 27 年７月 29 日（水）午前９時から平成 27 年７月 30 日（木）午後４時まで（電子入札システム運用時間に限る。）

(4)　紙入札方式による入札

ア　入札書提出方法

持参又は郵送による提出を認めるものとし、電送による提出は受け付けない。

イ　持参の場合

入札書の提出に合わせて、本件工事の入札参加資格確認通知書の写し及び積算内訳書を(2)の入札執行場所に提出すること。

ウ　郵送の場合

入札書の郵送に合わせて、本件工事の入札参加資格確認通知書の写し及び積算内訳書を郵送すること。また、封筒の表面に「入札書在中」と朱書きで記載のうえ書留郵便等により確実に郵送すること。

(ｱ)　郵送先

３に同じ。

(ｲ)　郵送期限

平成 27 年７月 30 日（木）午後４時（必着）

(5)　見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。

(6)　開札は、入札の終了後直ちに入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）の立会いのもとに行う。この場合において、入札者等が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県の職員が立ち会うものとする。ただし、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であって、収支等命令者が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員の立会いを行わないことがある。

(7)　入札額が低入札調査基準価格を下回った場合は、入札を保留とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、別に示す様式に基づき入札者からの事情聴取、関係機関の意見聴取等の調査を行い、落札候補者の決定をする。この調査期間に伴う工事の工期延長は行わない。

なお、低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約をした場合は、監理技術

者又は主任技術者とは別に、入札参加資格を満たす技術者を、専任で１名現場（工場での製作の過程を含む工事では、製作工場を含む。）に配置することとする。ただし、技術者の配置は、代表構成員が行うこと。

(8)　開札後の入札参加資格の確認

落札候補者となった者は、詳細な入札参加資格の確認を行うため、入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出すること。

ア　提出期間

平成 27 年８月３日（月）から平成 27 年８月４日（火）まで（受付時間は、午前９時から午後４時までとする。）

イ　提出場所

３に同じ。

(9)　確認資料は、次により作成するものとする。

ア　入札参加資格で求める工事施工実績及び配置予定技術者の施工実績に係る確認資料

平成 12 年度以降申請期限日までに工事が完成し、及び引渡しが済んでいる本件工事と同種の工事に限り記載し、作成すること。

イ　入札参加資格で求める許可業種の継続営業年数に係る確認資料

建設業法に規定する許可業種のうち、電気通信工事業の許可を受けた後、５年以上営業をしていること又は当該営業と同等の実績があることを証明する書類を作成すること。

ウ　その他

(ｱ)　確認資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

(ｲ)　提出された確認資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(ｳ)　提出された確認資料は、返却しない。

(ｴ)　原則として、申請期限日以降の確認資料の差替え及び再提出は認めない。

(ｵ)　確認資料の提出等に関する問い合わせは、３の入札担当課に行うこと。

(10)　評価方法及び落札候補者の決定方法等

ア　入札参加者の技術資料により評価項目の達成度を評価し、標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除した評価値（＝（標準点＋加算点）／入札価格×100,000,000）の最も高い者を落札候補者とする。また、評価値が標準点（100

点）を（予定価格／100,000,000）で除した数値に対して下回らないこと。

イ　開札後に落札候補者から提出された確認資料を確認し、その結果、入札参加資格要件を満たしていないと認められた場合は、当該落札候補者が行った入札を無効としたうえで、次順位者を落札候補者とし、当該者に確認資料の提出を求めるものとする。

ウ　入札参加資格要件を満たす落札候補者が２者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、この場合において、落札候補者は、くじを引くことを辞退することはできない。

エ　入札書に記載する金額は、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号）第 111 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であること。

オ　地方自治法施行令第 167 条の 10 の２第５項の規定により、落札者を決定しようとするときは、学識経験を有する者の意見を聴く必要があるため、後日落札者を決定し、すべての入札参加者に対して通知する。

カ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

キ　一度提出した入札書は、これを書換え、引替え又は撤回をすることはできない。

ク　その他入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び岐阜県会計規則に定めるところによる。

(11)　積算内訳書の提出

ア　入札書に記載する金額に対応した積算内訳書（様式は任意）を入札書とともに提出すること。

イ　積算内訳書の記載内容は、最低限、仕様書番号、工事名、会社名、費目区分別の金額及び税抜き合計額を明らかにすること。

ウ　積算内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、岐阜県会計規則第 130 条の規定により無効とすることがある。

(ｱ)　積算内訳書の合計金額と入札額が一致していないもの

(ｲ)　記載すべき項目を満たしていないもの

(ｳ)　一括値引きがあるもの

(ｴ)　端数処理されているもの

(ｵ)　その他不備があるもの

エ　積算内訳書は、返却しない。

オ　積算内訳書は、入札書の参考として提出を求めるものであり、記載内容が契約の上で影響を及ぼすものではない。

カ　提出方法、提出先及び提出期限は、入札書の提出（(3)又は(4)）に同じ。

(12)　機器調達先関連文書の提出

２(1)チ及びツに規定する文書（様式は任意）を次により提出すること。

ア　提出方法

持参又は郵送とする。電送による提出は受け付けない。

持参、郵送いずれの場合も、文書は代表者印を押印のうえ封入し、封筒の表面に「入札関連文書在中」と朱書きで記載すること。

なお、郵送の場合は書留郵便等により確実に郵送すること。

イ　持参の場合

(ｱ)　提出場所

３に同じ。ただし、入札執行時に提出する場合は、(2)に同じ。

(ｲ)　提出期限

入札執行時まで。

ウ　郵送の場合

(ｱ)　提出場所

３に同じ。

(ｲ)　提出期限

平成 27 年 7 月 30 日（木）午後４時（必着）

(13)　入札結果の公表

落札者を決定した日に、入札情報サービスにより結果を公表するとともに、３において閲覧に供するものとする。

(14)　入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア　一般競争入札の参加資格確認の結果、参加資格がないと認められた者は、その理由に係る説明を、書面（様式は任意）の提出により求めることができる。

(ｱ)　提出期間

入札参加資格不適格通知をした日から起算して７日以内（県の機関の休日を

除く。）とし、提出時間は午前９時から午後４時までとする。

(ｲ)　提出場所

３に同じ。

(ｳ)　その他

書面は持参するものに限り受け付けることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

イ　県は、理由の説明を求めた者に対し、アの(ｱ)に規定する期間の最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により回答するものとする。

(15)　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　免除

イ　契約保証金　納付。ただし、岐阜県会計規則第 113 条第３項に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。また、同規則第 114 条第２号(二)又は(三)に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(16)　入札の無効に関する事項

ア　本公告に示した入札参加資格のない者及び申請書その他本件入札手続に係る書類において、虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札並びに次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札を行った者は、原則として再度入札に参加することはできない。

(ｱ)　入札者が同一事項に対し、２以上の入札をしたとき。

(ｲ)　入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。

(ｳ)　入札に関し談合等の不正行為があったとき。

(ｴ)　入札書に記名押印がないとき（電子入札システムによる場合は、電子認証書を取得していない者が入札したとき。）。

(ｵ)　入札書の記載事項の確認ができないとき。

(ｶ)　その他収支等命令者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

イ　入札参加資格のあることを確認された者であっても、本公告に示した入札参加資格を欠く入札参加希望者は、入札参加資格のない者とする。

(17)　入札又は開札の中止及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この場合における損害は、入札者の負担とする。

(18)　落札の無効に関する事項

落札者が、落札の通知を受けた日から、原則として１週間以内に仮契約を締結しないときは、その落札は無効とする。

(19)　苦情申立て

入札参加資格の確認の結果、当該入札参加資格を認められなかったことに対して不服がある者又は落札者以外の者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、３の入札担当課に対して苦情申立てを行うことができる。

(20)　契約の時期

落札者決定後に仮契約を行い、岐阜県議会の議決後に本契約を締結する。

(21)　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(22)　談合その他不正行為があった場合の違約金

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６及び同法第 198 条に規定する違反行為が認められた場合は、違約金として請負金額の 10 分の２に相当する額を支払わなければならない。

12　その他

(1)　談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(2)　談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(3)　申請書その他本件入札手続に係る書類に虚偽の記載をした場合は、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき入札参加資格の停止となる。

(4)　予定価格を超える金額で入札書を提出した場合は、不誠実な行為として入札参加資格停止の措置を行うことがある。

(5)　落札者である共同企業体の構成員が、当該工事の本契約締結の日までに、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除する。

(6)　落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を対象工事の現場に配置すること。ただし、やむを得ない理由により、現場工事の施工に着手する日までに、確認資料に記載した配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、入札参加資格を満たし、かつ資料に記載した配置予定の技術者と同等以上の技術評価となる他の技術者を配置すること。

なお、現場工事の施工に着手する日までに、入札参加資格を満たし、かつ資料に記載した配置予定の技術者と同等以上の技術評価となる他の技術者を配置できない場合は、契約を解除する。この場合、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき参加資格の停止となる。

(7)　電子入札システムは、月曜日及び金曜日にあっては午前８時から午後６時まで、火曜日から木曜日までにあっては午前８時から午後 12 時まで稼働している（県の機関の休日を除く。）。稼働時間を変更する場合等は、岐阜県電子入札案内ページ（URL　http://www.cals.pref.gifu.jp/）で公開する。

(8)　システム操作上の手引書としては、「岐阜県電子入札システム操作マニュアル(受注者版)」を参考とすること。同マニュアルは、岐阜県電子入札案内ページで公開している。

(9)　障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、岐阜県電子入札システムヘルプデスクとし、問合せの方法及び受付時間は岐阜県電子入札案内ページ内の「お問合せ」によること。

ただし、申請書類、応札等の締切り時間が切迫している等緊急を要する場合は、３の入札担当課へ連絡すること。

(10)　入札参加者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。

(11)　電子入札システムを使用して提出された入札、申請書及び資料等は、県の使用に係る電子入札システムに用いる電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、県に到達したものとみなす。

(12)　契約後ＶＥの扱い

契約後ＶＥは、契約後に施工方法等に関する技術提案を受け付け、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく、請負金額を低減することを可能とする提案を行うことができるものであり、県は、提案を採用した場合は、設計図書を変更し、請負金額の変更を行うものとする。

(13)　不明な点については、３の入札担当課に照会すること。

13　Summary

(1)　Nature of the services to be procured:

Construction of the disaster prevention information network system of Gifu Prefecture

(2)　Contract fulfillment period:

From the date of the contract through 31 January 2018

(3)　Date and time for the distribution of the tender documentation:

i)Online: Every day from 9:00 a.m. 17 June 2015 through 4:00 p.m. 30 July 2015 (excluding weekends and national holidays)

ii)Paper-based: Same as (3)i).

(4) Period for the submission of bidding registration forms and relevant documents:

i)Online: Every day from 9:00 a.m. 17 June 2015 through 4:00 p.m. 7 July 2015 (excluding weekends and national holidays)

ii)Paper-based: Same as (4) i).

Submitting by mail, email or fax will not be accepted.

Applicants will be notified of the screening results by 21 July 2015.

(5)　Date, time and place for the opening of bids and tenders:

i)Online: The opening of bids and tenders will begin promptly at 10:00 a.m. on 31 July 2015.

Tenders must be submitted between 9:00 a.m. 29 July 2015 and 4:00 p.m. 30 July 2015.

ii)Paper-based: The meeting for the opening of bids and tenders will begin promptly at 10:00 a.m. on 31 July 2015 at the External Agency Personnel Room

(4F of the Gifu Prefectural Government Office building).

Tenders submitted by mail must be received by 4:00 p.m. 30 July 2015.

Submitting by email or fax will not be accepted.

(6)　For further information, please contact:

Crisis Management Policy Division, Department of Crisis Management,

Gifu Prefectural Government

2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570

Tel: 058-272-1111　Ext. 2478